

諮問第 33 号（第 9 次水質総量削減に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定）の諮問趣旨について

（諮問事項）

水質汚濁防止法第 4 条の三において、都道府県知事は、環境大臣が定める総量削減基本方針に基づき、これに定めた化学的酸素要求量その他の項目に係る削減目標量を達成するための総量削減計画（以下「計画」という。）を定めなければならないと規定されている。また、同法第 4 条の五において、都道府県知事は、計画に基づき総量規制基準（以下「基準」という。）を定めなければならないと規定されている。計画の策定及び基準の設定は、同法第 21 条に規定される、都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項に該当し、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるのであ

る。このため、東京都環境基本条例第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、第 9 次水質総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

環境省は、諮問事項に関して、令和 3 年 10 月 5 日に「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」の一部を改正し、告示した。また、令和 4 年 1 月 24 日に、目標年度を令和 6 年度とする「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（第 9 次）」を施行した。

都は、同基本方針に基づき、都内の汚濁負荷量の状況や汚濁負荷の削減に係る施策の見通しを基に、汚濁負荷の削減目標量等を定めた「第 9 次水質総量削減計画」を策定するとともに、上記の告示が定める範囲内で総量規制基準の設定を行う。

（水質総量削減計画の策定等にあたっての考え方）

1 汚濁負荷量の目標

第 8 次水質総量削減計画の目標年度（令和元年度）の実績値をベースに、人口の増減による排水量の変化や下水道における高度処理法等の導入による汚濁物質の除去効率の向上等をふまえ、分野別に定める。

2 総量規制基準の設定

国が示した、総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲に従い、汚濁負荷量の実績を基に、見直しの必要がある業種及び項目等を検討する。